

特定非営利活動法人都市計画・建築関連 OV の会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会を特定非営利活動法人都市計画・建築関連 OV の会と称する。英文では、**Ex-Volunteer Association for Architects** と表示する。略称を **EVAA** とする。但し、登記上は、特定非営利活動法人都市計画・建築関連オーヴィーの会と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区神楽坂 5-37 高村ビル 3 階・A 号に置く。

(目的)

第 3 条 本法人の目的は、都市及び建築関連に関する国際交流及び国際協力を促進することを目的とする。国際交流は、都市及び建築関連に関する情報の収集・提供事業等により行う。国際協力は、派遣前・赴任中及び帰国青年海外協力隊員への都市及び建築関連に関する分野のサポート及び都市及び建築関連に関する調査研究等により行う。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の推進を図る活動

(2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係わる事業の種類)

第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 都市及び建築関連に関する情報の収集・提供事業

(2) 青年海外協力隊員への都市及び建築関連に関する分野の技術に関するサポート事業

(3) 都市及び建築関連に関する 調査研究事業

(4) 都市及び建築関連に関する国際交流及び国際協力に対する提言活動

(5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員の種類)

第 6 条 本法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人および団体。

(2) 賛助会員は、本法人の目的に賛同して入会した個人および団体。

(入会および会費)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項の入会申込者が、第 3 条に定める本法人の目的に賛同し、拒否する正当な理由がない限り、入会を認め、入会申込者に対しこれを通知する。

(会費)

第 8 条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、別に理事会で定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出した場合

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員の団体が消滅したとき

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納し、かつ理事長が会員資格の喪失が必要と認めたとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の決議に基づき、これを除名することができる。

(1) 法令、本法人の定款に違反したとき

(2) 本法人の名誉を棄損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、決議の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 本法人は、すでに納入された会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員及び顧問

(種類および定数)

第 13 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、2 名を副理事長、1 名を事務局長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

2 理事長、副理事長、事務局長は、理事会においての互選により定める。

3 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表し、その業務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4 事務局長は、理事会の議決に基づき、本法人の常務を処理する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、該当理事に意見を述べること。

(任期及び補欠補充)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第 13 条第 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 理事及び監事のうち、その最低人員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 理事が次各号の一に該当するときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、監事は総会において 3 分の 2 以上の決議により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、決議の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(費用の弁償)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 19 条 本法人は、30 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本組織に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

4 第 16 条第 1 項の規定は、顧問についても準用する。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 本法人の会議は、総会および理事会の 2 種類とする。

2 総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(会議の権能)

第 22 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議

決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) その他本法人の運営に関する必要な事項

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び予算並びにその変更

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(会議の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づき、監事が招集の場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第 24 条 総会および理事会は、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面または E-mail をもって、開会日の 2 週間前までに発して行なわなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項お

よびその内容を示した書面または E-mail をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第 2 項または第 3 項第 2 号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

（会議の運営方法）

第 25 条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員が 8 名以上出席し、かつ委任状を含めて、会員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

2 理事会は、委任状を含めて、理事の 3 分の 1 以上の出席で成立する。

（議決）

第 27 条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 総会および理事会において、第 24 条第 2 項または第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決等）

第 28 条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する構成員は、第 26 条および前条第 1 項の規定に適用については出席したものとみなす。

（書面等による議決）

第 29 条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面または E-mail により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第 5 章 資産および会計

（資産の構成）

第 30 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）会費

（3）寄付金品

（4）事業に伴う収益

（5）資産から生じる収益

（6）その他の収益

（事業年度）

第 31 条 本法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、その翌年の 7 月 31 日に終わる。

（事業計画および予算）

第 32 条 本法人の事業計画および予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

（事業報告および決算）

第 33 条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第 6 章 定款の変更、解散等

（定款の変更）

第 34 条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（解散）

第 35 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 特定非営利活動促進法第 43 条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

（合併）

第 36 条 本法人は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

（残余財産の帰属先）

第 37 条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 章 雑則

（事務局）

第 38 条 1 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

1 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（公告の方法）

第 39 条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（実施規則）

第 40 条 この定款の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の正会員の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

正会員の年会費 1 千円 賛助会員の年会費 1 千円

3 法人の設立時の役員任期は、第 16 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 18 年 9 月末とする。本法人の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長：今村文明

副理事長：市川達也

理事：松村文雄、渡辺淳一、埜藤久人

事務局長：鈴木忠博

監事：笠井いづみ